

大山崎町水道事業有料広告掲載の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大山崎町水道事業の印刷物（以下「印刷物」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(印刷物)

第2条 この要綱において「印刷物」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 水道メーター検針時に発行する使用水量のお知らせ（以下「検針票」という。）
- (2) 水道事業で使用する封筒（以下「封筒」という。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が広告媒体として適当と認めるもの

(掲載の範囲)

第3条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 水道料金の滞納がある者の広告
- (2) 風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (6) その他広告として掲載することが適当でないと管理者が認めるもの

(広告の規格及び掲載料等)

第4条 広告の規格及び掲載料等は、別表に掲げるとおりとする。

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、大山崎町ホームページ等において行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告を掲載しようとする者は、管理者が定める申込み期間に、広告掲載申込書（別記様式）に掲載しようとする広告の原稿を添えて申込みものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 管理者は、前条の規定による申込みがあったときは、当該広告の掲載の可否を決定する。この場合において、広告数が募集枠を超えるときは、くじにより抽選し、決定する。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告を掲載する者（以下「広告掲載者」という。）は、管理者の指定する期日までに、広告掲載料を一括前納するものとする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(広告掲載者の責任)

第9条 広告掲載者は、広告の内容に関するすべての責任を負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第10条 管理者は、水道事業の運営上支障があるとき、又は管理者が指定する期日までに原稿を提出しなかったとき、若しくは広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の還付)

第11条 管理者は、広告掲載者の責めに帰さない事由により、広告を掲載できなかったときは、広告掲載料を還付するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第4条関係）

広告媒体	掲載位置	規格等	掲載期間等	掲載料（税抜き）
検針票	裏面	1 枠につき 60mm×70mm以内 1色刷り	3期検針分	1 枠につき 40,000円 （税抜き）
封筒	裏面	1 枠につき 58mm×100mm以内 1色刷り	9,000枚	1 枠につき 40,000円 （税抜き）

別記様式（第6条関係）

広 告 掲 載 申 込 書

年 月 日

大山崎町水道事業
大山崎町長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

次のとおり広告を掲載したいので、下記のとおり原稿を添えて申込みます。

記

広告媒体	申込枠数	掲載料（税抜き）
検 針 票	枠	円
封 筒	枠	円